

令和4年 第4回松前町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和4年4月28日(木) 午前9時30分～
- 2 開催場所 松前町役場 6階 会議室
- 3 出席委員 (14人)
- 4 欠席委員 (0人)
- 5 議事録署名人の指名について (2人)
- 6 議事日程
 - 議案第62号 農地法第3条の規定による許可申請の件 (3件)
 - 議案第63号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の件 (2件)
 - 議案第64号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の件 (3件)
 - 議案第65号 令和3年度農業委員会活動計画の点検・評価と
令和4年度農業委員会活動計画決定の件
- 7 農業委員会事務局職員 (4人)

8 会議の概要

○事務局

ただ今より令和4年第4回松前町農業委員会総会を開催します。それでは、〇〇議長よろしく申し上げます。

○議長

～あいさつ～

本日の欠席委員はいません。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、委員定数の過半に達しておりますので会議は成立します。

続きまして、本日の議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、4番〇〇委員、5番〇〇委員、兩名を指名します。

それでは、議案審議に入ります。議案第62号農地法第3条の規定による許可申請の件について次のとおり許可申請の提出があったので、審議決定たまりたく提案いたします。受付番号1番について、事務局より説明を求めます。

○事務局

土地の表示 〇〇、田、面積 823 m²

譲渡人 〇〇

譲受人 〇〇 耕作面積 3,674 m²

売買 坪単価 2,500 円

以上です。

○議長

事務局の説明を終わりました。続いて、担当地区の農業委員より説明をお願いします。

〇〇〇委員

現地立会を農業委員会会長及び農地利用最適化推進委員と実施しました。譲受人は、トラクター、田植え機、コンバイン、穀物乾燥機等を所有しています。農業用倉庫を取得されることから今後も農業を継続していく方と判断しました。この農地は道路に接しておりませんので、該当地の北側にある雑種地から進入します。北側の土地も譲受人が併せて購入することとなっています。

○議長

説明が終わりました。質疑はありませんか。

○委員

質疑なし。

○議長

それでは、採決を行います。受付番号1番について、異議なしの方、挙手をお願いします。

○全委員

賛成の挙手

○議長

全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長

続いて受付番号2番について、事務局より説明を求めます。

○事務局

土地の表示 ○○、田、面積1,443 m²

譲渡人 ○○

譲受人 ○○ 耕作面積 7,009 m²

売買 坪単価 10,000 円

以上です。

○議長

事務局の説明を終わりました。続いて、担当地区の農業委員より説明をお願いします。

○○○委員

現地立会を農地利用最適化推進委員と実施しました。譲受人は、○○在住で○○でも農業をしている息子と一緒に農業を行っています。使用貸借を含めて7反程耕作していますので、譲受人としても問題ないと考えています。

○議長

説明が終わりました。質疑はありませんか。

○委員

質疑なし。

○議長

それでは、採決を行います。受付番号2番について、異議なしの方、挙手をお願いします。

○全委員

賛成の挙手

○議長

全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長

続いて受付番号3番について、事務局より説明を求めます。

○事務局

土地の表示 ○○、田、1,557 m²

譲渡人 ○○

譲受人 ○○ 耕作面積 12,966 m²

売買 坪単価 5,000 円

以上です。

○議長

事務局の説明を終わりました。続いて、担当地区の農業委員より説明をお願いします。

○○○委員

現地立会を農地利用最適化推進委員と実施しました。譲受人は、○○で米や野菜等を耕作しています。○○での農業を把握している○○の方に譲受人の耕作状況等を聴取し、譲受人として問題ないことを確認しています。

○議長

説明が終わりました。質疑はありませんか。

○委員

質疑なし。

○議長

それでは、採決を行います。受付番号3番について、異議なしの方、挙手をお願いします。

○全委員

賛成の挙手

○議長

全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長

続きまして 議案第 63 号農地法第 4 第 1 項の規定による許可申請の件について次のとおり許可申請の提出があったので、審議決定たまりたく提案いたします。受付番号 1 番について、事務局より説明を求めます。

○事務局

土地の表示 ○○、田、面積 373 m²
申請人 ○○
転用目的 貸露天駐車場
農地区分 2 種農地
以上です。

○議長

事務局の説明を終わりました。続いて詳細についても事務局より説明をお願いします。

○事務局

本件は、無断で農地転用を行ってしまっていたもので、追認許可を得るために申請されたものであるため、事務局から詳細について説明いたします。

担当農業委員と推進委員が立会し、現況確認を行っていただいています。

申請地は、貸露天駐車場として使用されており、10 台の車両を駐車できるようになっています。

申請人は、違反転用前は、畑として利用し、野菜を耕作していました。

違反転用を行ってしまった理由については、令和元年頃に申請人が高齢であるため、申請地を耕作することが困難となり、今後の管理についても苦慮していました。そのような時に近隣事業所へ通勤している方や近隣住民の方から駐車場として利用したいとの申し出があり、その申し出を拒むことができず、農地転用許可の手続きを経ないまま、貸露天駐車場として利用していました。

なお、令和 4 年 4 月 14 日に事務局が現地確認をした際に駐車場以外に一部資材置場として利用していましたが、申請者に対して撤去することの確約をもらっています。

本件は、申請人が近く○○へ移住されることとなり、自身の財産の整理をしている際に、違反転用が発覚したものです。

申請人は、農地法等関係法令の手続きについての認識がなく、農地転用に対する理解も乏しかったために違反転用を行ってしまいました。

事務局においては、追認許可の見込みがあるものと考えています。

最後に申請人からの始末書を読み上げます。

(始末書読み上げ)

以上で事務局からの説明を終わります。

○議長

事務局の説明が終わりました。担当地区の農業委員より何か補足することはありますか。

○○○委員

特にありません。

○議長

特にないということなので、質疑はありませんか。

○○○委員

申請地について営農計画書にはどのように記載していましたか。

○事務局

今回のような場合の通常の営農計画書の記載方法としましては、改廃と記載してもらっています。改廃と記載された農地については、営農計画書の農地情報から削除し、翌年からは営農計画書に記載されない処理をしています。

営農計画書の処理については、松前町農業再生協議会が事務を行っており、申請地の過去の記載状況について現在確認は取れていませんが、再生協議会に確認を取りたいと考えています。

○議長

他に質疑はありませんか。

○委員

質疑なし。

○議長

それでは、採決を行います。受付番号1番について、異議なしの方、挙手をお願いします。

○全委員

賛成の挙手

○議長

全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長

続いて受付番号2番について、事務局より説明を求めます。

○事務局

土地の表示 ○○、田、面積 228 m²

申請人 ○○

転用目的 貸露天駐車場

農地区分 3種農地

以上です。

○議長

事務局の説明を終わりました。続いて、担当地区の農業委員より説明をお願いします。

○○○委員

現地立会を農地利用最適化推進委員と実施しました。現況は、ほとんど耕作されていない畑です。数年前に申請人が当該土地と西隣の家屋を一緒に購入しました。

ほとんど現状のまま駐車場として使用することとし、排水も現行の地中に流し込む方法を取りますので、問題ないと考えます。

○議長

説明が終わりました。質疑はありませんか。

○委員

質疑なし。

○議長

それでは、採決を行います。受付番号2番について、異議なしの方、挙手をお願いします。

○全委員

賛成の挙手

○議長

全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長

続きまして 議案第64号農地法第5第1項の規定による許可申請の件について次のとおり許可申請の提出があったので、審議決定たまわりたく提案いたします。受付番号1番について、事務局より説明を求めます。

○事務局

土地の表示 ○○、田、面積 524 m²

譲渡人 ○○
譲受人 ○○
転用目的 農家住宅
農地区分 2種農地
使用貸借権の設定
以上です。

○議長

事務局の説明を終わりました。続いて、担当地区の農業委員より説明をお願いします。

○○○委員

譲渡人と譲受人の関係は、祖父と孫の関係です。譲受人は○○に住んでいるが、子供の教育関係等を考え、当該土地に農家住宅を建築するということを聞き取りしました。生活排水等については、南側に土管を埋めて行います。

○議長

説明が終わりました。質疑はありませんか。

○委員

質疑なし。

○議長

それでは、採決を行います。受付番号1番について、異議なしの方、挙手をお願いします。

○全委員

賛成の挙手

○議長

全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長

続いて受付番号2番について、事務局より説明を求めます。

○事務局

土地の表示 ○○、田、面積 260 m²
譲渡人 ○○
譲受人 ○○

転用目的 露天駐車場
農地区分 2種農地
賃貸借権の設定
以上です。

○議長

事務局の説明を終わりました。続いて、担当地区の農業委員より説明をお願いします。

○○○委員

譲受人は、○○及び○○を拠点に県下一円において建設業を営んでいる業者であります。事業用の車両及び従業員駐車場がなく、早急に必要とするため本申請に至ったものです。排水は、北側が農地ですので、排水設備があります。そこへ排水していくとのことでした。

○議長

説明が終わりました。質疑はありませんか。

○○○委員

本件の農地法第5条の賃貸借権の設定と農地法第4条の貸露天駐車場に転用することの違いを教えてください。

○事務局

貸露天駐車場は土地の所有者が直接駐車場経営を行うことであり、本件の賃貸借権の設定は、土地全体を譲渡人から譲受人に賃貸借することです。

○議長

他に質疑はありませんか。

○委員

質疑なし。

○議長

それでは、採決を行います。受付番号2番について、異議なしの方、挙手をお願いします。

○全委員

賛成の挙手

○議長

全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長

続いて受付番号3番について、事務局より説明を求めます。

○事務局

土地の表示 ○○、田、面積 421 m²

○○、田、面積 436 m²

譲渡人 ○○

譲受人 ○○

転用目的 露天資材置場、駐車場

農地区分 2種農地

所有権移転

以上です。

○議長

事務局の説明を終わりました。続いて、担当地区の農業委員より説明をお願いします。

○○○委員

現地立会を農地利用最適化推進委員と実施しました。譲受人は、○○、○○及び○○を中心に解体業を営んでいます。排水は、南側に流れている水路に排水します。

○議長

説明が終わりました。質疑はありませんか。

○委員

質疑なし。

○議長

それでは、採決を行います。受付番号3番について、異議なしの方、挙手をお願いします。

○全委員

賛成の挙手

○議長

全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長

続きまして 議案第 65 号令和 3 年度農業委員会活動計画の点検・評価と令和 4 年度農業委員会活動計画決定の件について、審議決定たまりたく提案いたします。事務局より説明を求めます。

○事務局

令和 3 年度農業委員会活動計画の点検・評価について説明します。Ⅰの農業委員会の状況につきましては、各種統計調査等の数値を記入しております。Ⅱの担い手への農地の利用集積・集約化につきましては、利用集積の目標として 460ha という目標を立てていましたが、実績としては 457ha となっております。新規の実績としては 2ha で、達成率は 99.4% となっております。農地全体に対する集積率は、愛媛県に確認したところ、県内でもかなり高い集積率となっており、松前町では担い手への集積が進んでいると思われまます。Ⅲの新たに農業経営を営もうとする者の参入促進についてですが、令和 2 年度までは、残念ながら平成 30 年度から新規参入者が出てきていない状況でした。令和 3 年度については、久しぶりに新規参入の方が現れました。Ⅳの遊休農地に関する措置に関する評価とⅤの違反転用への適正な対応についてですが、残念ながら解消の実績として数値はあがっていませんが、毎年農業委員さんに実施していただいております農地パトロール等の活動を通じまして、遊休農地や違反転用の発生を未然に防ぐということで、一定の成果は出ているものと思っております。Ⅵの農地法等によりその権限に属された事務に関する点検についてですが、農地法第 3 条に基づく許可事務や農地転用に関する事務の件数等を記載しております。

続きまして令和 4 年度の目標及びその達成に向けた活動計画について説明します。Ⅰの農業委員会の状況につきましては、各種統計調査等の数値を記入しております。Ⅱの最適化活動の目標につきましては、1 (1) の農地の集積は、現状及び課題のこれまでの集積面積が 457ha となっており、毎年実績プラス 5ha を目標とさせていただいておりますので、462ha を目標としております。(2) の遊休農地の解消につきましては、既存事例の解消というのは難しい面もありますが、新たな遊休農地や違反転用を未然に防ぐという意味でも、農業委員さんによる農地パトロール等の活動を継続していただきたいと考えております。(3) の新規参入の促進につきましては、令和 3 年度に引き続きまして新規参入者が確保できますように今後も相談等を行ってまいります。

○議長

事務局の説明は終わりました。質疑はありませんか。

○委員

質疑なし。

○議長

それでは、採決を行います。議案第 65 号について、意義なしの方、挙手をお願いします

○全委員
賛成の挙手

○議長
全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長
議題については、以上で終わりとなります。次回の総会について、事務局
をお願いします。

○事務局
次回の総会日程を読み上げ。

○議長
以上を持ちまして、本日の日程は終了しました。これにて散会します。